

○令和6年度自動車騒音・道路沿道騒音調査結果

道路近傍騒音レベル(24時間測定)と環境基準との比較

(単位:dB)

測定地点	用途地域	測定結果 (道路近傍)				環境基準 (近接空間)	
		昼間		夜間		昼間	夜間
		6時~22時	22時~6時	6時~22時	22時~6時	6時~22時	22時~6時
①国道51号 (成田市役所下)	第二種住居地域	70	○	66	×	70	65
②国道408号 (根木名川中継ポンプ場前)	第二種住居地域	70	○	68	×	70	65
③-1 主要地方道 成田・松尾線 (三里塚小学校前)	第一種住居地域	66	○	63	○	70	65
③-2 主要地方道 成田・松尾線 (遠山中学校前)	市街化調整区域	66	○	62	○	70	65
④-1 市道 郷部線 (中台運動公園プール脇)	第一種中高層 住居専用地域	67	○	62	○	70	65
④-2 市道 郷部線 (成田国際高校前)	第一種低層住居 専用地域	64	○	59	○	70	65
⑤東関東自動車道 (成田市桜田地先)	定めのない地域	57	○	54	○	70	65
⑥国道51号 (成田市所地先)	定めのない地域	71	×	70	×	70	65
⑦国道295号 (成田市馬場地先)	市街化調整区域	74	×	71	×	70	65
⑧国道408号 (成田市宝田地先)	市街化調整区域	68	○	66	×	70	65
⑨成田安食線 (成田市松崎地先)	市街化調整区域	58	○	51	○	70	65
⑩大栄栗源干潟線 (成田市東ノ台地先)	定めのない地域	69	○	66	×	70	65
⑪江戸崎下総線 (成田市猿山地先)	第一種住居地域	65	○	57	○	70	65
⑫郡停車場大須賀線 (成田市奈土地先)	定めのない地域	63	○	56	○	70	65

※ 近接空間:測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

※ 地域類型は下表「騒音の環境基準を参照(道路に面する地域及び近接空間)」を参照。

自動車騒音の常時監視に係る面的評価の結果

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数(戸)				
			評価 対象数	昼間・夜間と もに基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間と もに基準値 超過
1	国道 51 号	13070	500	494	6	0	0
2	国道 408 号	30940	36	30	5	0	1
3	成田松尾線	41980	580	565	10	0	5
4	市道 郷部線	110040	760	753	3	0	4
5	東関道自動車道	200	18	18	0	0	0
6	国道 51 号	13110	14	10	4	0	0
7	国道 295 号	30400	30	24	4	0	2
8	国道 408 号	30950	180	174	5	0	1
9	成田安食線	40570	653	653	0	0	0
10	大栄栗源干潟線	42310	17	17	0	0	0
11	江戸崎下総線	60050	154	154	0	0	0
12	郡停車場大須賀線	60180	73	73	0	0	0
合計 (括弧内は%)			3,015	2,965 (98.3)	37 (1.2)	0 (0.0)	13 (0.4)

※道路交通騒音の指標(上表における”基準値”)は、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)の道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の値(下表)を用いた。

なお、未指定地域は「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成 23 年 9 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課)に準じB類型とみなした。

騒音の環境基準(道路に面する地域及び近接空間) (単位:デシベル、L_{eq})

地域 類型	用途地域	道路の種類	時間の区分	
			昼間 6 時~22 時	夜間 22 時~6 時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域	60 以下	55 以下
		幹線交通を担う道路に近接する空 間	70 以下	65 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域	65 以下	60 以下
		幹線交通を担う道路に近接する空 間	70 以下	65 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
		幹線交通を担う道路に近接する空 間	70 以下	65 以下

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正:平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

「環境基本法第 16 条第 2 項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」(平成 15 年 3 月 28 日千葉県告示第 278 号、改正:平成 24 年 3 月 23 日千葉県告示第 180 号)

令和6年度自動車交通騒音調査結果(要請限度)(単位:デシベル、 L_{eq})

自動車騒音測定結果と要請限度との比較 (単位:dB)

道路名	測定期間	区域の区分	車線数	要請限度(近接空間)		測定結果		要請限度判定
				昼間	夜間	昼間	夜間	
国道51号	2024(令和6)年 9月2日 ～ 2024(令和6)年 9月6日	b	4	75	70	69	67	○
国道408号		b	4			70	67	○
主要地方道成田・松尾線		b	2			66	63	○
市道郷部線		a	4			67	61	○

※ 測定期間中の連続する72時間における平均値と要請限度を比較。

近接空間:測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

令和6年度自動車交通振動調査結果(要請限度)(単位:デシベル、 L_{10})

道路交通振動測定結果と要請限度との比較 (単位:dB)

道路名	測定期間	区域の区分	要請限度		測定結果		要請限度判定
			昼間	夜間	昼間	夜間	
国道51号	2024(令和6)年 9月2日 ～ 2024(令和6)年 9月6日	第一種区域	65	60	41	38	○
国道408号					43	40	○
主要地方道成田・松尾線					46	39	○
市道郷部線					41	33	○

※ 測定期間中の連続する72時間における平均値と要請限度を比較。

※要請限度とは

市町村長は指定地域内における道路交通騒音、振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。